

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

◇規則 鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部改正

クリーニング業法施行細則の一部改正  
地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正

蚕糸業法施行手続の一部改正  
公有水面埋立の免許

結核予防法に基づく医療機関の指定  
建設業者の変更登録

鳥取県税条例により証紙をちよう、付すべき関  
件書類等の様式

身体障害福祉法による医師の指定

指定病院等の指定取消し  
医師の指定

馬傳染性貧血検査等の実施

定期種鶏検査の実施  
ひな白痢検査の実施

## 規 則

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取規則第五十三号

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の

一部を改正する規則

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則（昭和二十四  
年八月鳥取規則第七十九号）の一部を次のように改正  
する。

第一条を次のように改める。

第一条 職員が退職したときは、所属長（市町村立の学  
校職員については、市町村教育委員会。以下同じ。）  
は、鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月  
鳥取県条例第五十六号。以下「条例」という。）の規  
定によつて計算した退職手当金額計算書（別記第一号

様式。以下「計算書」という。)に左の書類を添えて任命権者(市町村立の学校職員については県教育委員会。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 履歴書

二 退職時における診断書及び症状の経過を記載した書類(傷い、疾病に因りその職に堪えず退職した場合に限る。)

三 戸籍謄本(職員の死亡当時における遺族との身分関係を明らかにし得るものとし、死亡に因る退職の場合に限る。)

四 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十九条第五項の規定による申告書(死亡に因る退職の場合を除く。)

五 その他条例の規定により必要な証拠書類

第五条第一項中「別表の失業保険金額表(その一)」を「失業保険法第十七条に規する失業保険金額表」に、「給与月額」を「賃金月額」に改め、同条第二項中「給与額」を「賃金月額」に改め、同条第三項中「俸給」を「

給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)」に改め、「夜勤手当、」の下に「宿日直手当、期末手当、勤勉手当、」を加え、同条第四項を次のように改める。

退職の月前六月において給与の全部又は一部の支給を受けなかつた場合には、その期間の給与の総額は、前項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる額とする。

退職の月前六月において給与の支給を全く受けなかつた場合においては、その六月の各月において受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額

二 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の支給を全く受けなかつた月のある場合においては、その月において受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の月額と退職の月前六月に支給を受けた給与の額との合計額

三 退職の月前六月のうちいずれかの月において給与の一部が支給されなかつた期間がある場合においては、その期間において受けるべき給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額(その合計額が当該期間中に支給を受

けた給与の額よりも少いときは、その支給を受けた給与の額とする。)と退職の月前六月のうち当該期間以外に支給を受けた給与の額との合計額

第六条第一項中「失業者の退職手当受給資格者証交付願(以下「交付願」という。)を提出した日(退職の当日提出したときは、翌日)から起算して、」を「退職の日の翌日以後最初にその者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。))に出頭し、求職の申込をした日から起算して、」に改める。

第十条第一項中「交付願(別記第二号様式)」を「失業者の退職手当受給資格者証交付願(別記第二号様式。以下「交付願」という。))」に改め、同条第四項中「受給資格者証及び待期日数の間における失業の認定願(別記第六号様式。以下「認定願」という。))」に失業の証明を受けてから、受給資格者証及び認定願」に改め、同条第七項中「就職した日の

別記第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

有無を確認の上」を「失業保険法第十七条の四、及び第二十一条から第二十三条までの規定に準じて給付制限等を受くべき事実の有無を確認の上」に改め、同条に第四項及び第八項として次のように加える。

受給資格者は、受給資格者証の交付を受けた後すみやかに管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して求職の申込をしなければならない。

前項の支給願には、管轄公共職業安定所の失業の証明を受けなければならない。この場合において、受給資格者は管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提示して職業の紹介を求めなければならない。

別表を削る。



失業者の退職手当受給資格者証

合帳番号	交付年月日	昭和	年	月	日
氏名	性別	年令			
現住所					
元職名	1 給料 円				
元勤務箇所	2 扶養手当 円				
退職年月日	昭和	年	月	日	3 勤務地手当 円
交付願提出年月日	昭和	年	月	日	4 寒冷地手当 円
退職手当	円 (A)				
給与総額	円 (B)				
貸金日額	B 180	円			
手当日額	等級	円 (C)			
待期日数	A C	日 (D)	待期日数 満了日	昭和	年 月 日
給付日数	180-D	日	支開始日	昭和	年 月 日
支給期日	毎月1日及び16日	日	支給資格 満了日	昭和	年 月 日

注意事項

- この証の交付を受けた際記載事項について誤があるときは、すみやかにもとの任命権者に申し出て、訂正を受けること。
- この証の交付を受けた後、すみやかに管轄公共職業安定所に出頭し、この証を提示して求職の申込をすること。
- 退職手当の支給を受けた者は、待期日数の経過した後すみやかに、この証及び待期日数の間における失業の認定願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの。)をもとの任命権者に提出し、待期日数の間における失業の認定を受けなければならないこと。
- 失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、支給期日毎にこの証及び失業者の退職手当支給願(管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けたもの。)をもとの任命権者に提出しなければならないこと。
- 支給期日が休日又は日曜日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日又は日曜日でない日を支給期日とすること。
- 支給期日にこの証及び失業者の退職手当支給願を提出しないときは、失業者の退職手当の支給を受けることができないこと。
- 詐欺、その他不正行為によつて失業者の退職手当の支給を受け又は受けようとしたときは、失業者の退職手当の支給を受けることができなくなること。
- 氏名又は現住所を変更したときは、その変更のあつたときから十日以内に届け出なければならないこと。
- この証を滅失又はき損したときは、すみやかに申し出て、再交付を受けなければならないこと。

任命権者職氏名

第四号様式(表面)

失業者の退職手当受給資格に関する調書

任命権者	提出年月日	昭和	年	月	日			
殿 所属長職氏名	①							
次のとおり取り調べたので報告する。								
氏名	性別				年令			
現住所								
元職名	元勤務箇所							
退職年月日	昭和	年	月	日	退職事由			
交付願提出年月日	昭和	年	月	日	交付願 出頭			
交付 受理年月日	昭和	年	月	日	提出区分 郵送			
給与総額	円	貸金日額	円	銭				
種類	月別	月	月	月	月	月	月	計
給料	円	円	円	円	円	円	円	円
扶養手当								
勤務地手当								
寒冷地手当								
特殊勤務手当								
超過勤務手当								
休日給								
夜勤手当								
宿日直手当								
期末手当								
勤勉手当								
計								

※ 失業者の退職手当受給資格

調書受理年月日	昭和	年	月	日	調書提出区分	出頭	郵送
受給資格は、下記のとおりとなるので受給資格者証を(交付して)(交付しない)で)よいか							
課	長	係	長	係	員	主	査

退職手当	円 (A)	待期日数	A C	日 (D)
給与総額	円 (B)	給付日数	180-D	日
貸金日額	B 180 円	待期満了予定日	昭和	年 月 日
手当日額	等級 円 (C)	支給開始予定日	昭和	年 月 日
手当金額	0×180-A 円	資格満了日	昭和	年 月 日
受給資格	有 無	合帳番号		

- 備考
- 所属長は失業者の退職手当受給資格者証交付願を受理したときはこれにこの調書を添えて直ちに任命権者に提出すること。この場合※印の欄には記載しないこと。
  - 「退職事由」欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
  - 交付願の提出年月日欄には、受給資格者が交付願に記載した提出年月日を記載すること。
  - 交付願の受理年月日欄には、所属長が交付願を受理した年月日を記載すること。
  - 交付願提出区分欄には、交付願の提出方法に応じて、該当のものに○印を附すること。
  - 給与支給実績欄には、退職者の退職した月前における最後の六月(月の末日で退職した場合は、その月及び前五月)に支払った給与の額をその種類ごとに各月別に記載すること。

第三号様式



第七号様式

失業者の退職手当支給願 (第 回)

任命権者  殿	提出日	昭和 年 月 日
	台帳番号	
	氏名	Ⓜ
	現住所	

今回の支給期日にかかる昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの間における職業の状況は、下記のとおりにつき、失業の日数に対する失業者の退職手当の支給を願います。

失業日数	日	就職日数	日	収入金額	円
------	---	------	---	------	---

職業又は求職の状況

(氏名) から求職の申込があつたが上記のとおり失業していることを証明する。(失業保険法第21条の給付制限を受け 該当する者に 該当しない) 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印

※ 失業者の退職手当の支給

支給願受理日	昭和 年 月 日	支給願提出区分	
--------	----------	---------	--

上記の願について、失業者の退職手当を下記のとおり支給する。

支給日数	日	手当日額	円	手当金額	円
------	---	------	---	------	---

課長	係長	係	員	主査
----	----	---	---	----

- 備考
1. 失業者の退職手当の支給は、退職手当の支給を受けなかつた者については、失業者の退職手当支給資格者証交付願を提出した日(退職の当日提出したときは翌日)から退職手当の支給を受けた者については、待期日数の経過後待期日数の間における失業の認定願を提出した日から始まること。
  2. この支給願は、当該支給期日の直前の支給期日から当該支給期日の前日までの間について記載すること。
  3. 収入金額欄は、失業日数の期間中に自己の勞働によつて収入を得た場合において、その収入金額を記載すること。
  4. 職業又は求職の状況欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
  5. この支給願には、管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けること。
  6. ※印の欄には、記載しないこと。
  7. 支給資格者証及びこの支給願を郵送する場合は封筒の表面に「支給願在中」と朱書すること。

第六号様式

待期日数の間における失業の認定願

任命権者  殿	提出日	昭和 年 月 日
	台帳番号	
	氏名	
	現住所	
	交付願提出年月日	昭和 年 月 日
待期日数	日	

待期日数にかかる昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの間における職業の状況は、下記のとおりにつき待期日数の間失業していたことを認定願います。

失業日数	日	就職日数	日
------	---	------	---

職業又は求職の状況

(氏名) から昭和 年 月 日求職の申込があつたが、待期日数にかかる期間において、上記のとおり失業していたことを証明する。 昭和 年 月 日 公共職業安定所長 印

※ 待期日数の間における失業の認定

認定願受理日	昭和 年 月 日	認定願提出区分	
--------	----------	---------	--

上記の願について、待期日数の間下記のとおり失業していたことを認定する。

失業日数	日	待期満了日	昭和 年 月 日
------	---	-------	----------

課長	係長	係	員	主査
----	----	---	---	----

- 備考
1. 待期日数は、退職の日の翌日以後最初に管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申込をした日から起算すること。
  2. 退職手当の支給を受けた者の失業者の退職手当の支給は、待期日数の経過後この認定願を提出した日から始まること。
  3. 職業又は求職の状況欄には、その事項を具体的に詳細に記載すること。
  4. この認定願には、管轄公共職業安定所長の失業の証明を受けること。
  5. ※印の欄には記載しないこと。
  6. 受給資格者証及びこの認定願を郵送する場合は、封筒の表面に「認定願在中」と朱書すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。  
この規則施行の際、現に受給資格者証を有する者は、この規則施行の日から五日以内に、管轄公共職業安定所に  
出頭して、求職の申込をしなければならない。  
鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則（昭和二十四  
年八月鳥取県規則第七十九号）附則第四項を削る。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここ  
に公布する。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十四号

クリーニング業法施行細則の一部を改正す  
る規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年十月鳥取県  
規則第七十五号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「省令第三条」を「クリーニング業法施行令

（昭和二十八年政令第二百三十三号以下「政令」とい  
う。）第二条に改める。

第四条中「及び省令第五条」を削る。

第七条を次のように改めめる。

第七条省令第八条第一項の規定による免許証訂正申請  
書は、別記第八号様式とする。第八条中「省令第九条の  
規定による業務地」を「省令第八条第二項の規定による  
住所変更届」に改める。

第九条中「法、省令」を「法、政令、省令」に改める。

別記様式第八号及び第九号を次のように改める。

別記様式第八号

クリーニング師免許証訂正申請書

本籍地

現住所

氏 名

年 月 日 生

右の者今回本籍（氏名）を左記の通り変更しましたか  
らクリーニング業法施行規則第八条第一項の規定によ

り免許証の訂正をお願いします。

記

新本籍地 旧本籍地

新氏名 旧氏名

年 月 日

右 氏 名 國

鳥取県知事 宛

註 免許証及び戸籍謄本（抄本）添付のこと。

別記様式第九号

ドライクリーニング師住所変更届

本籍地

新住所

旧住所

氏 名

年 月 日 生

右の者今回住所を変更しましたからクリーニング業法  
施行規則第八条第二項の規定によりお届けします。

年 月 日

右 氏 名 國

鳥取県知事 宛

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十五号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一  
部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年  
五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正す  
る。

第二条農地課関係中第四号を次のように改める。

四、土地改良事業の検査及び補助金交付に関するこ

と（認可に関する事項を除く。）但し、補助にかか  
る事業の出来形検査及びしゅん功検査については、  
次の事業に限る。

- 1 総事業費百万円以下の災害復旧事業
  - 2 当該年度の事業費二百五十万円以下のかんがい、  
排水事業（畑地かんがいを含む。）但し、総事業  
費一千万円以上の事業を除く
  - 3 当該年度の事業費五百万円以下の暗渠排水、客  
土、区画整理、農道及び索道の各事業、但し、総  
事業費一千万円以上の事業を除く
  - 同条農地課関係第五号中「並びに出来形検査に関する  
こと」を「並びに材料検査に関すること」に改める。
  - 同条農地課関係に次の一号を加える。
  - 六 土地改良区（受益面積百町歩以下のものに限る。）  
又は数人共同して土地改良事業を行う者からその事  
業に関し報告を徴し又は業務若しくは会計の状況を  
検査すること。
- 第三条農地課関係中第四号を次のように改める。

四 土地改良事業の検査及び補助金交付に関すること  
（認可に関する事項を除く。）但し、補助にかかる  
事業の出来形検査及びしゅん功検査については、次  
の事業に限る。

- 1 総事業費百万円以下の災害復旧事業
- 2 当該年度の事業費二百五十万円以下のかんがい、  
排水事業（畑地かんがいを含む。）但し、総事業  
費一千万円以上の事業を除く
- 3 当該年度の事業費五百万円以下の暗渠排水、客  
土、区画整理、農道及び索道の各事業、但し、総  
事業費一千万円以上の事業を除く
- 同条農地課関係第五号中「並びに出来形検査に関する  
こと」を「並びに材料検査に関すること」に改める。
- 同条農地課関係に次の一号を加える。
- 六 土地改良区（受益面積百町歩以下のものに限る。）  
又は数人共同して土地改良事業を行う者からその事  
業に関し報告を徴し又は業務若しくは会計の状況を  
検査すること

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月  
一日から適用する。但し、第四号及び第五号の検査につ  
いては、昭和二十九年十一月一日から適用する。

蚕糸業法施行手続の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十六号

蚕糸業法施行手続の一部を改正する規則

蚕糸業法施行手続（昭和二十三年七月鳥取県規則第四  
十六号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「蚕種製造者」を「蚕種製造業者」に改める。
- 第七条第二項中「申請書と別記様式第八号の」を「申  
請書を提出するときは規則第二十号の規定による」に改  
める。
- 第八条第二項中「蚕糸業法施行規則」を「規則」に改

める。

第十条から第十三条までを次のように改める。

第十条 規則第五十九条の規定により生繭売買業許可申  
請書に添付する写真は名刺型（申請前六箇月以内に脱  
帽、正面向で上半身を撮影し、裏面に撮影年月日及び  
氏名を記載したもの）二葉とする。

第十一条 生繭売買業者が交付を受けた許可証を亡失又  
はき損したときは遅滞なく別記様式第八号による申請  
書を知事に提出して再交付を受けなければならない。

第十二条 生繭売買業者が交付を受けた許可証の記載事  
項に変更を生じた場合は、遅滞なく別記様式第九号に  
よる変更届を知事に提出しなければならない。

第十三条 削 除

第十四条中「規則第四十条第一項」を「生繭売買業」  
に改め「又は許可の期間満了したとき」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条 規則第四十三条ノ二第二項但書の規定による  
學術研究用蚕児の飼育委託届は、別記様式第十号によ

らなければならぬ。

第十六条 削除

第十七条 削除

第十八条中「別記様式第十四号」を「別記様式第十一号」に改める。

第十九条中「四月三十日」を「六月三十日」に「別記様式第十五号」を「別記様式第十二号」に改める。

様式第一号中「蚕種検査所」を「母蛾検査所」に「蚕種検査の用に供する建物の種類及び平面積」を「母蛾検査の用に供する建物の種類及び平面積」に「蚕種検査に關する設備」を「母蛾検査に關する設備」に改める。

様式第二号の四中「繭検査成績」を「母蛾検査成績」に改める。

様式第七号から第十号までを次のように改める。

様式第七号

検査合格証印封かん、証印の押なつ、(封かん、証紙のち、よう付)申請書

記号番号 化性品種名 卵量  
押なつ、又はち、よう付を受けよ  
うとする容器数

五千粒入 一万粒入 二万粒入 計

瓦

右のとおり申請する

年 月 日

住所

氏

名(名称)印

知事宛

様式第八号

生繭売買業許可証再交付申請書

一、許可番号

二、申請の事由

右により再交付受けたく許可証を添えて申請いたします

年 月 日

住所

氏

名(名称)印

業主住所

氏

名(名称)印

知事宛

備考 一 申請の理由は亡失又はき損と記載し蚕糸業法検査手続第十条による写真を添付すること。  
二 従業者の場合は業主が連署すること

様式第九号

生繭売買業許可事項変更届

一 許可番号

様式第十号

一 飼育受託者の数、蚕品種名及び掃立数量  
学術研究用 蚕児飼育委託届

二 届出事項

三 事由

右のとおり変更したのでお届けします

年 月 日

住所

氏

名(名称)印

業主住所

氏

名(名称)印

知事宛

備考 一 休止の場合は休止期間を記入すること  
二 従業者の場合は業主が連署すること

研究所の名称

所在地

蚕種製造者氏名又は名称

市町村別戸数  
市町村名 戸数

蚕種の品種名

掃立予定月日

掃立数量

(蛾瓦)



の規定により医療機関を次のとおり昭和二十九年九月一日指定した。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地 管轄保健所

羽合町国民健康保険 東伯郡羽合町 倉吉保健所  
直営診療所

鳥取県告示第五百十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように、建設業者登録簿に昭和二十九年十月四日変更登録した。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (は)第三二〇号 昭和二十九年四月二十九日 新中村建設組

主たる営業所の所在地 申請者氏名

岩美郡宇倍野村大字麻生 中村 与市

鳥取県告示第五百十三号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十九号）第二百二十八条の規定により証紙をちよう付すべき関係書類、並びに証明書類の様式を次のとおり定める。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証 紙 ち よ う 付 欄

納税義務者		住所	氏名
狩 獵 者 税 に 関 す る 証 明 書			
昭和 年分の所得税を納付する義務の有無	有 (税額) 無		
上記の通り相違ないことを証明します。			
昭和 年 月 日			
印			

備 考

1. 所得税を納付しない者については税務署長又は市町村長の証明とし、所得税を納付すべき義務のあるものについては納付すべき所得税額を当該欄に記入の上住所、氏名を自証すること。
2. 農業を自家労力により行う者については別紙狩獵者税に関する証明額を同時に提出すること。

狩獵者税に関する証明願

家族状況(本人を含む)	氏名	年令	続柄	職業	摘要
農耕地	地目	面積			
	田	反	畝		
	畑				
農業を専業としている			している	していない	
農業を80%以上の自家労力で行うか			80%以上	80%以下	

上記の事項に相違ないことを証明願います。

昭和 年 月 日  
住所  
氏名

上記記載事項は相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日  
市町村長

該当事項に( )すること

鳥取県告示第五百十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第三百八十三号)第十五条第一項の規定に基き身体障害者が診断をうける医師を次のように指定した。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県告示第五百十五号

昭和二十九年厚生省告示第四百十号により身体障害者福祉法施行規則第三条第一項の規定による医師の指定基準の改正に伴い次のように病院及び診療所の指定を取り消した。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名

氏名(施設)

所在地

年取月日消

内科、外科、眼科、耳鼻いんこう科 鳥取赤十字病院

鳥取市西町

昭和二十九年十月一日

鳥取県立中央病院

吉方

国立鳥取病院

岩美郡宇倍野村大字奥谷

内科、外科、整形外科

鳥取市立市民病院

鳥取市古市

指定診療科名 氏名 住所 年指月日

外科 黒田 秀夫 米子市加茂町一丁目一番地 昭和二十九年八月一日

外科 名島 俊一 東伯郡羽合町羽合国民健康保険直営診療所

内科、外科、眼科、耳鼻いんこう科 厚生病院 倉吉市越殿町  
 内科、外科 岡山大学放射能線研究所 東伯郡三朝町大字山田  
 内科、外科、整形外科 国立三朝温泉療養所  
 内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻 いんこう科 鳥取大学医学部附属病院 米子市西町  
 内科、外科、眼科 米子鉄道病院 米子市彌生町  
 内科、外科 国立鳥取病院 米子病院 米子市皆生  
 眼科、整形外科、耳鼻いんこう科 鳥取県身体障害者更生相談所 日野郡根雨町  
 内科、外科、眼科 濟生会八頭診療所 鳥取市富安 八頭郡家町大字久能寺  
 鳥取県告示第五百十六号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第三百八十三号）第十五条第二項の規定に基き身体障害者が診断をうける医師を次のように指定した。

昭和二十九年十月十九日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

指定診療科名	氏名	住	所	指 定 日
内科	片山司可志	日野郡根雨町	日野病院内	昭和二十九年十月一日

科	氏名	住	所	指 定 日
野崎文	野崎文	米子市皆生	国立鳥取病院米子分院内	"
山名勝	山名勝	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
坂本新道	坂本新道	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
大森史郎	大森史郎	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
高崎慶藏	高崎慶藏	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
橋口秀吉	橋口秀吉	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
笠田勇	笠田勇	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
小田達夫	小田達夫	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
須山江	須山江	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
米田秀勝	米田秀勝	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
安部義教	安部義教	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
安酸睦博	安酸睦博	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
佐々木茂	佐々木茂	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
島誠夫	島誠夫	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
松本俊夫	松本俊夫	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
家原文子	家原文子	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
浅越嘉威	浅越嘉威	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"
石原国	石原国	米子市彌生町	米子鉄道病院内	"





一〇・二九	一〇・二八	一〇・二七	一〇・二六	一〇・二五	一一・一九	一一・一八	一一・一七	一一・一六	一一・一六	一一・一五	一一・一四	一一・一三	一一・一二	一一・一一	一一・一〇	一一・〇九	一一・〇八	一一・〇七	一一・〇六	一一・〇五	一一・〇四	一一・〇三	一一・〇二	一一・〇一	
關金町	東伯町	關金町	上中山村	關金町	三朝町	關金町	羽合町	泊村	東伯郡 關金町	米子市	西伯郡 境港町	西伯郡 境港町	米子市	日野郡 八郷村	大山村	名和町	高麗村	淀江町	西伯郡 境港町	米子市	日野郡 八郷村	大山村	名和町	高麗村	淀江町
關金町	東伯町	關金町	上中山村	關金町	三朝町	關金町	羽合町	泊村	東伯郡 關金町	米子市	西伯郡 境港町	西伯郡 境港町	米子市	日野郡 八郷村	大山村	名和町	高麗村	淀江町	西伯郡 境港町	米子市	日野郡 八郷村	大山村	名和町	高麗村	淀江町

一〇・二五	一〇・二六	一〇・二七	一〇・二八	一〇・二九	一〇・三〇
八頭郡 郡家町	丹比村	八東村	大村	佐治村	河原町
八頭郡 郡家町	丹比村	八東村	大村	佐治村	河原町

鳥取県告示第五百十八号  
鳥取県種鶏検査並びに、卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第三条による定期種鶏検査を、次のとおり、実施する。  
昭和二十九年十月十九日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

別表	検査日程	検査の区域	実施場所
炭疽予防注射——牛、馬但し分娩前一箇月分娩後十日生後三箇月以内のものを除く	十月二十二日	旧成実村	同上
馬傳染性貧血検査——馬	二十三日	旧安田村	同上
炭疽予防注射——炭疽第二予防液、皮内注射（～スレドカ法）	二十五日	旧赤碕町	同上
担鉄細胞の検出	二十五日	旧以西村	同上



